

平成20年3月31日
経済産業省

省エネルギー国民運動の強化に向けて

～業界向け省エネルギー実施要領を作成～

文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の各省それぞれが連携し、各省が所管する業界（飲食料品小売業、一般飲食店、病院、宿泊業、社会福祉・介護事業、学校、各種商品小売業）を対象とした「省エネルギー実施要領」を作成しました。

各省においては、所管業界に対して、本実施要領を活用したエネルギー管理の徹底について指導を行ったところで、今後も引き続きエネルギー管理の徹底を呼びかけていくこととしています。

1. 省エネルギー国民運動の強化について

昨年11月29日、省エネルギー・省資源対策推進会議により「省エネルギー国民運動の強化について」決定を行い、飲食料品小売業、一般飲食店、病院、宿泊業、社会福祉・介護事業、学校、各種商品小売業をはじめとする主要産業の所管省庁は、必要に応じ経済産業省の協力を得て、19年度中に、主要産業について省エネの具体的な実施方法を提示した省エネ推進のための実施要領を作成し、主要産業に対して本実施要領を活用したエネルギー管理の徹底について指導を行うこととしました。

2. 省エネルギー実施要領について

「省エネルギー国民運動の強化について」を受け、この度、飲食料品小売業、一般飲食店、病院、宿泊業、社会福祉・介護事業、学校、各種商品小売業の7つの検討委員会における検討を踏まえ、各業界向けの省エネルギー実施要領が作成されました。

実施要領は業界ごとに7種類作成されており、構成内容は、業界毎のエネルギー実態、省エネポイント、削減効果について具体例を挙げて分かりやすく解説しているとともに、チェックリストを添付し、業界毎に省エネに取り組みやすいよう工夫しております。

各業界におかれましては、本実施要領を有効活用したエネルギー管理と省エネルギー国民運動に御協力していただけますようお願い申し上げます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

【省エネルギー・国民運動の強化について】

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部政策課

担当者：茅根、鈴木

電話：03-3501-1728 (直通)

【各実施要領について】

○飲食料品小売業

<農林水産省>

総合食料局流通課商業指導班

担当者：中里、平野

電話：03-3502-7659 (直通)

○一般飲食店

<農林水産省>

総合食料局食品産業振興課外食産業室

担当者：和合、平山

電話：03-3502-8267 (直通)

<厚生労働省>

健康局生活衛生課

担当者：久保田、佐野

電話：03-3595-2301 (直通)

○病院

<厚生労働省>

医政局指導課

担当者：岩野

電話：03-3595-2194 (直通)

○宿泊業

<厚生労働省>

健康局生活衛生課

担当者：久保田、佐野

電話：03-3595-2301 (直通)

<国土交通省>

総合政策局観光事業課

担当者：城本

電話：03-5253-8330 (直通)

○社会福祉・介護事業

<厚生労働省>

社会・援護局総務課

担当者：市川

電話：03-3595-2612 (直通)

○学校

<文部科学省>

大臣官房文教施設企画部施設企画課

担当者：山本

電話：03-6734-2523 (直通)

○各種商品小売業

<経済産業省>

商務流通G流通政策課

担当者：藤澤、石原

電話：03-3501-1708 (直通)

<農林水産省>

総合食料局流通課商業指導班

担当者：中里、平野

電話：03-3502-7659 (直通)